

中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 中国・韓国との芸術文化交流事業は、東アジア文化都市事業で形成された東アジア域内の相互理解や連携をさらに深めるため、中国・韓国の芸術文化団体との交流を継続、発展させることを目的とした県内芸術文化団体の交流事業を支援するものとし、その交付に関して大分県補助金等交付規則（昭和四三年大分県規則第二十七号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付対象事業)

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のいずれも満たす活動とする。

- (1) 中国・韓国との芸術文化交流を目的とした活動
- (2) 県が選定した中国・韓国との交流サポーター（以下「交流サポーター」とする。）がマッチングを行った団体との交流

(補助対象団体)

第3条 補助対象団体は、別表1に定める県内の文化団体とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は次のとおりとする。なお、領収書の発行が得られないなど支出の事実が証明できない経費は補助対象外とする。

1. 渡航して交流する場合

(1) 渡航費

県内から中国または韓国までの往復費用（航空運賃、船舶運賃、鉄道車賃等）を補助対象経費とする。なお、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行した場合に算定される額とし、自家用車使用に係る経費は対象外とする。

(2) 宿泊費

ホテルなどの室料・サービス料を補助対象経費とする。なお、宿泊費に朝食などの食費が含まれる場合は、食費相当額を除く。

2. オンラインで交流する場合

オンライン交流に要する経費（音響費、会場費、通訳費等）で、別表2に掲げる経費以外の経費。

(補助金の額)

第5条 補助率及び補助限度額は、別表3及び別表4のとおりとし、補助金額については、千円未満を切り捨てるものとする。なお、補助対象経費に係る本補助金以外の収入がある場合は、当該収入額を補助対象経費から除いた額により補助金額を算定することとする。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金等交付申請書(第1号様式)に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 申請団体概要(第4号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類の提出期限は、知事が別に定める。

3 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 規則第6条に規定する補助金の交付決定の通知は、交付決定通知書(第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条に規定する申請の取り下げ期日は、交付決定通知書を受理した日から15日以内とし、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助金等の交付の条件)

第9条 規則第5条に規定する補助金の交付に付する条件は次のとおりとする。

- (1) 次の事項に該当する場合には、変更承認申請書(第6号様式)により知事の承認を受けること。
 - ア. 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く)

イ. 補助事業を中止、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業等の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (3) 当該補助事業の完了により補助団体に相当の利益が生ずると認められる場合においては、知事は先に交付決定した額を減額することができること。
- (4) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。
- (5) その他、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

2 知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。

- (1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の軽微な変更
- (2) 補助対象経費の20%以内の増減

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書(第7号様式)に添付する書類等は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書(第8号様式)
- (2) 収支決算書(第9号様式)
- (3) 補助対象経費にかかる領収書の写し
- (4) 実施状況を証する写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

2 前項に掲げる書類は、当該補助事業完了後、30日以内に提出すること。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条による報告を受けた場合においては、規則第13条に基づき適切な調査の上、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書(第10号様式)により補助団体に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は前条により補助金の額が確定し、補助金交付請求書(第11号様式)の提出後に交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月8日から施行し、適用する。

別表1

区分	条件
県内の文化団体	次の①～②に該当する大分県内の団体（営利団体、地方公共団体及び地方公共団体が設立主体となる団体を除く。） ①主たる目的が芸術文化活動である団体 ②構成員が2名以上で規約等を有する団体

別表2

○物販関係費 ○飲食関係費 ○交際・接待費 ○事務用備品等購入費 ○切手代、印紙代、金券類 ○振込手数料 ○本補助金の申請、実績報告にかかる費用 ○社内人件費 等

別表3

区分	補助率
中国温州市、中国済南市、韓国慶州市の芸術文化団体との交流（オンライン交流を含む）	補助対象経費の1/2以内
上記の都市以外の中国・韓国の芸術文化団体との交流（オンライン交流を含む）	補助対象経費の1/3以内

別表4

交流場所	補助限度額
中国	200千円/人かつ2,000千円/団体 （上記のうち、宿泊費は一泊あたり10千円、一人あたり二泊を上限とする。）
韓国	50千円/人かつ500千円/団体 （上記のうち、宿泊費は一泊あたり10千円、一人あたり二泊を上限とする。）
オンライン	100千円/団体

第1号様式（第6条関係）

補助金等交付申請書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名

下記のとおり中国・韓国との芸術文化交流事業を実施したいので、補助金 円
を交付されるよう、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、
関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 申請団体概要（第4号様式）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第2号様式(第6条関係)

事業計画書

事業の名称	
交流先団体名	
実施時期	
場所・会場	
事業内容	①交流内容 ②事業規模（出演者数、観客者数、渡航人数など）
会場までの行程	
事業実施までのスケジュール	

第3号様式(第6条関係)

収 支 予 算 書

1 収 入

項 目	予 算 額	内 訳 ・ 内 容
補助金	円	
入場料収入		
その他収入		
小 計		
自己負担金		
合 計		

2 支 出

項 目	予 算 額	内 訳 ・ 内 容
渡航費		
宿泊費		
オンライン経費		
合 計		

* 支出については、見積書等の積算根拠書類を添付すること。

第4号様式（第6条関係）

申請団体概要

団体名	
代表者職・氏名	
住所（所在地）	
電話番号	
団体設立年月日	
組織	
最近の活動実績	
事務担当者連絡先 役職 氏名 住所 電話番号 FAX 番号 E-mail アドレス	

第5号様式(第7条関係)

交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

殿

大分県知事 印

令和 年 月 日付で交付申請のあった中国・韓国との芸術文化交流事業補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助対象経費 金 円
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助条件

- (1) 事業の内容又は経費の配分の変更(大分県知事が定める軽微な変更を除く。)をする場合は、変更承認申請書(第6号様式)を大分県知事に提出し、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合は、大分県知事の承認を受けること。
- (3) 補助金事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに大分県知事に報告し、その指示を受けること。
- (4) 当該補助事業の完了により補助団体に相当の利益が生ずると認められる場合においては、知事は先に交付決定した額を減額することができること。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければ

ばならないこと。

(6) その他、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱の定めに従うこと。

4 知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金の額に変更を及ぼさない変更で次のとおりとする。

(1) 補助金の交付目的に反しない事業内容の軽微な変更

(2) 補助対象経費の20パーセント以内の増減

(備考) 要綱第9条の規定による変更承認申請書(第6号様式)に基づき、変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

第6号様式（第9条関係）

変更承認申請書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付 第 号で交付決定通知のあった中国・韓国との芸術文化交流事業について、下記のとおり（変更・中止・廃止）したいので承認されるよう、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

1 （変更・中止・廃止）を必要とする理由

2 変更事項及びその内容

3 添付書類

第2号様式

第3号様式

※変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をかつこ書きで上段に記載すること。

※補助対象経費の金額の変更に係る積算根拠書類（見積書等）を添付すること。

第7号様式(第10条関係)

補助事業等実績報告書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所在地
称号又は名称
代表者職・氏名

令和 年 月 日付第 号で交付決定通知のあった中国・韓国との芸術文化交流事業補助金について、下記のとおり実施したので、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を関係書類とともに報告します。

記

1 事業の効果

2 事業完了年月日 令和 年 月 日

3 添付書類

- (1) 事業報告書(第8号様式)
- (2) 収支精算書(第9号様式)
- (3) 事業対象経費にかかる領収書の写し
- (4) 実施状況を証する写真
- (5) その他知事が必要と認める書類

第8号様式(第10条関係)

事業報告書

事業の名称	
交流先団体名	
実施時期	
場所・会場	
事業内容・成果	①事業内容 ②事業規模（出演者数、観客者数、渡航人数など）
行程	
参加者数	出演者又は参加者（ ）人 運営スタッフ（ ）人 観客（ ）人
事業完了年月日	年 月 日

※事業の実施が確認できる写真、資料等を添付すること。

第9号様式(第10条関係)

収 支 精 算 書

1 収 入

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	内 訳 ・ 内 容
補助金	円	円	円	
入場料収入				
その他収入				
小計				
自己負担金				
計	円	円	円	

2 支 出

項 目	精 算 額	予 算 額	増 減	内 訳 ・ 内 容
渡航費				
宿泊費				
オンライン経費				
計				

※1 予算額は収支予算書（第3号様式）に記載した金額を記載すること。

変更承認申請書により変更した場合は、変更後の収支予算書（第3号様式）に記載した金額を記載すること。

※2 収入・支出の内訳・内容欄には、収入・支出にかかる単価・人数・数量など記載すること。

第10号様式(第11条関係)

補助金額の確定通知書

第 号
令和 年 月 日

殿

大分県知事 印

令和 年 月 日付提出された実績報告書に基づき、 年 月 日付第 号による
交付決定通知に係る補助金額については、下記のとおり確定したので、中国・韓国との芸術
文化交流事業補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

金 _____ 円

以上

第11号様式(第12条関係)

補助金交付請求書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

(住所)

印

令和 年 月 日付 第 号で補助金額の確定通知のあった中国・韓国との芸術文化交流事業補助金を下記の通り交付されるよう、中国・韓国との芸術文化交流事業補助金交付要綱第12条の規定により請求します。

記

金 円

【振込先】

金融機関名：

支店名：

預金の種別： 普通 / 当座

口座番号：

(フリガナ)

預金の名義：